

**令和 2 年**

**第 1 回 臨時 教育 委員 会**

**我孫子市教育委員会**



## 令和 2 年 第 1 回 臨 時 教 育 委 員 会 日 程

日 時 令和 2 年 2 月 5 日 (水) 午前 1 0 時 3 0 分 から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名  
長谷川 浩子

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
(生涯学習課)

議案第 2 号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について  
(図書館)

目 次

議案第 1 号 我孫子市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
..... 1

議案第 2 号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について  
..... 9

議案第 1 号

我孫子市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

受益者負担の適正化のため、我孫子地区公民館及び湖北地区公民館の使用料を改正するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市公民館条例の一部を改正する条例

我孫子市公民館条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
1 我孫子市我孫子地区公民館			1 我孫子市我孫子地区公民館		
施設名	使用時間等	使用料（円）	施設名	使用時間等	使用料（円）
ホール	午前9時～ 正午	2,860	ホール	午前9時～ 正午	2,200
	正午～午後 3時	2,860		正午～午後 3時	2,200
	午後3時～ 午後6時	2,860		午後3時～ 午後6時	2,200
	午後6時～ 午後9時	2,860		午後6時～ 午後9時	2,200
ミニホール	午前9時～ 正午	1,270	ミニホール	午前9時～ 正午	970
	正午～午後 3時	1,270		正午～午後 3時	970
	午後3時～ 午後6時	1,270		午後3時～ 午後6時	970
	午後6時～ 午後9時	1,270		午後6時～ 午後9時	970
第1学習室	午前9時～ 正午	850	第1学習室	午前9時～ 正午	650
	正午～午後 3時	850		正午～午後 3時	650

	午後 3 時～ 午後 6 時	850
	午後 6 時～ 午後 9 時	850
第 2 学習 室	午前 9 時～ 正午	800
	正午～午後 3 時	800
	午後 3 時～ 午後 6 時	800
	午後 6 時～ 午後 9 時	800
第 3 学習 室	午前 9 時～ 正午	420
	正午～午後 3 時	420
	午後 3 時～ 午後 6 時	420
	午後 6 時～ 午後 9 時	420
第 4 学習 室	午前 9 時～ 正午	420
	正午～午後 3 時	420
	午後 3 時～ 午後 6 時	420
	午後 6 時～ 午後 9 時	420
第 5 学習	午前 9 時～	420

	午後 3 時～ 午後 6 時	650
	午後 6 時～ 午後 9 時	650
第 2 学習 室	午前 9 時～ 正午	610
	正午～午後 3 時	610
	午後 3 時～ 午後 6 時	610
	午後 6 時～ 午後 9 時	610
第 3 学習 室	午前 9 時～ 正午	320
	正午～午後 3 時	320
	午後 3 時～ 午後 6 時	320
	午後 6 時～ 午後 9 時	320
第 4 学習 室	午前 9 時～ 正午	320
	正午～午後 3 時	320
	午後 3 時～ 午後 6 時	320
	午後 6 時～ 午後 9 時	320
第 5 学習	午前 9 時～	320

室	正午	
	正午～午後 3時	420
	午後3時～ 午後6時	420
	午後6時～ 午後9時	420
工芸工作 室	午前9時～ 正午	850
	正午～午後 3時	850
	午後3時～ 午後6時	850
	午後6時～ 午後9時	850
調理室	午前9時～ 正午	1,020
	正午～午後 3時	1,020
	午後3時～ 午後6時	1,020
	午後6時～ 午後9時	1,020
第1和室	午前9時～ 正午	600
	正午～午後 3時	600
	午後3時～ 午後6時	600

室	正午	
	正午～午後 3時	320
	午後3時～ 午後6時	320
	午後6時～ 午後9時	320
工芸工作 室	午前9時～ 正午	650
	正午～午後 3時	650
	午後3時～ 午後6時	650
	午後6時～ 午後9時	650
調理室	午前9時～ 正午	850
	正午～午後 3時	850
	午後3時～ 午後6時	850
	午後6時～ 午後9時	850
第1和室	午前9時～ 正午	460
	正午～午後 3時	460
	午後3時～ 午後6時	460

	午後 6 時～ 午後 9 時	600
第 2 和室	午前 9 時～ 正午	770
	正午～午後 3 時	770
	午後 3 時～ 午後 6 時	770
	午後 6 時～ 午後 9 時	770
陶芸窯の 項及び七 宝窯の項 略	略	略

	午後 6 時～ 午後 9 時	460
第 2 和室	午前 9 時～ 正午	640
	正午～午後 3 時	640
	午後 3 時～ 午後 6 時	640
	午後 6 時～ 午後 9 時	640
陶芸窯の 項及び七 宝窯の項 略	略	略

## 2 我孫子市湖北地区公民館

施設名	使用時間等	使用料(円)
ホール	午前 9 時～ 正午	5,200
	午後 1 時～ 午後 5 時	6,890
	午後 5 時～ 午後 9 時	6,890
調理室	午前 9 時～ 正午	970
	正午～午後 3 時	970
	午後 3 時～ 午後 6 時	970
	午後 6 時～	970

## 2 我孫子市湖北地区公民館

施設名	使用時間	使用料(円)
ホール	午前 9 時～ 正午	4,000
	午後 1 時～ 午後 5 時	5,300
	午後 5 時～ 午後 9 時	5,300
調理室	午前 9 時～ 正午	810
	正午～午後 3 時	810
	午後 3 時～ 午後 6 時	810
	午後 6 時～	810

	午後 9 時	
工芸工作 室	午前 9 時～ 正午	760
	正午～午後 3 時	760
	午後 3 時～ 午後 6 時	760
	午後 6 時～ 午後 9 時	760
第 1 学習 室	午前 9 時～ 正午	1,820
	正午～午後 3 時	1,820
	午後 3 時～ 午後 6 時	1,820
	午後 6 時～ 午後 9 時	1,820
第 2 学習 室	午前 9 時～ 正午	850
	正午～午後 3 時	850
	午後 3 時～ 午後 6 時	850
	午後 6 時～ 午後 9 時	850
第 3 学習 室	午前 9 時～ 正午	1,250
	正午～午後 3 時	1,250

	午後 9 時	
工芸工作 室	午前 9 時～ 正午	580
	正午～午後 3 時	580
	午後 3 時～ 午後 6 時	580
	午後 6 時～ 午後 9 時	580
第 1 学習 室	午前 9 時～ 正午	1,400
	正午～午後 3 時	1,400
	午後 3 時～ 午後 6 時	1,400
	午後 6 時～ 午後 9 時	1,400
第 2 学習 室	午前 9 時～ 正午	670
	正午～午後 3 時	670
	午後 3 時～ 午後 6 時	670
	午後 6 時～ 午後 9 時	670
第 3 学習 室	午前 9 時～ 正午	960
	正午～午後 3 時	960

	午後 3 時～ 午後 6 時	1,250
	午後 6 時～ 午後 9 時	1,250
第 1 和室	午前 9 時～ 正午	650
	正午～午後 3 時	650
	午後 3 時～ 午後 6 時	650
	午後 6 時～ 午後 9 時	650
第 2 和室	午前 9 時～ 正午	540
	正午～午後 3 時	540
	午後 3 時～ 午後 6 時	540
	午後 6 時～ 午後 9 時	540
陶芸窯の 項及び七 宝窯の項 略	略	略

	午後 3 時～ 午後 6 時	960
	午後 6 時～ 午後 9 時	960
第 1 和室	午前 9 時～ 正午	540
	正午～午後 3 時	540
	午後 3 時～ 午後 6 時	540
	午後 6 時～ 午後 9 時	540
第 2 和室	午前 9 時～ 正午	450
	正午～午後 3 時	450
	午後 3 時～ 午後 6 時	450
	午後 6 時～ 午後 9 時	450
陶芸窯の 項及び七 宝窯の項 略	略	略

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案第2号

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市民図書館の設置及び管理に関するの一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月5日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

### 提案理由

受益者負担の適正化のため、我孫子市民図書館布佐分館会議室の使用料を改正するため、提案するものです。

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第4条、第7条関係） 我孫子市民図書館布佐分館			別表（第4条、第7条関係） 我孫子市民図書館布佐分館		
施設名	使用時間	使用料	施設名	使用時間	使用料
第1会議室	午前9時から 午後0時30分 まで	<b>500円</b>	第1会議室	午前9時から 午後0時30分 まで	<b>340円</b>
	午後1時から 午後4時30分 まで	<b>500円</b>		午後1時から 午後4時30分 まで	<b>340円</b>
第2会議室	午前9時から 午後0時30分 まで	<b>400円</b>	第2会議室	午前9時から 午後0時30分 まで	<b>270円</b>
	午後1時から 午後4時30分 まで	<b>400円</b>		午後1時から 午後4時30分 まで	<b>270円</b>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の会議室の使用に係る使用料について適用し、同日前の会議室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。